

第 1 6 号議案

東京都台東区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 1 3 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、配偶者同行休業の期間の再度の延長に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を
改正する条例

東京都台東区職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年
2月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項」の次に「、第3項」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、
配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当
該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務
が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該
延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこ
れに準ずると認める事情とする。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。